

第17期

# 定時株主総会 招集ご通知

2021年1月1日から2021年12月31日まで

## 開催情報

日時

2022年3月30日（水）  
午前10時

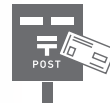
場所

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号  
ホテル雅叙園東京「シリウス」

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件（1）
- 第2号議案 定款一部変更の件（2）
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）  
4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）  
の報酬限度額の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額の件
- 第7号議案 会計監査人選任の件
- 第8号議案 第3回新株予約権行使期限延長の件

## 株主総会にご出席いただけない場合



郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



### 議決権行使期限

2022年3月29日（火）  
午後5時30分まで

詳細はP2をご覧ください ▶

ダブル・スコープ株式会社

証券コード 6619

株主各位

東京都品川区大崎5丁目1番11号

ダブル・スコープ株式会社

代表取締役社長 崔 元 根

## 第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができます**ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、**2022年3月29日(火曜日) 営業時間終了時(午後5時30分)までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時	2022年3月30日(水曜日) 午前10時00分
2. 場 所	東京都目黒区下目黒1丁目8番1号 ホテル雅叙園東京「シリウス」
3. 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <p>1. 第17期(2021年1月1日から2021年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第17期(2021年1月1日から2021年12月31日まで) 計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 定款一部変更の件(1)</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件(2)</p> <p>第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)4名選任の件</p> <p>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p> <p>第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額の件</p> <p>第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額の件</p> <p>第7号議案 会計監査人選任の件</p> <p>第8号議案 第3回新株予約権行使期限延長の件</p>
4. 招集にあたっての決定事項	次頁の【議決権の行使方法につきまして】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本冊子をご持参ください。また、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本冊子をご持参ください。
- 総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://w-scope.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

# 議決権の行使方法につきまして

株主総会の議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類（3ページ～23ページ）の内容をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

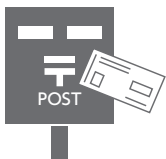
## 株主総会当日ご出席頂く場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を有する株主以外の方は会場にご入場頂けませんので、ご注意ください。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参頂きますよう、お願い申し上げます。

## 書面により議決権を行使頂く場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 **2022年3月29日（火曜日）午後5時30分まで**

## インターネットにより議決権を行使頂く場合



パソコンまたはスマートフォンから当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスして頂き、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 **2022年3月29日（火曜日）午後5時30分まで**

### (1) ウェブ開示に関する事項

次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://w-scope.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

・会社の株式に関する事項・新株予約権等に関する事項・会計監査人の状況・会社の体制及び方針・株式会社の支配に関する基本方針・剰余金の配当等の決定に関する方針・連結株主資本等変動計算書・連結計算書類の連結注記表・株主資本等変動計算書・計算書類の個別注記表

### (2) 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。

### (3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件（1）

#### 1. 変更の理由

プライム市場への上場に伴い、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものと致します。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第18条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第18条 &lt;現行通り&gt;</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 &lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第23条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 &lt;現行通り&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規則) 第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約をすることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(監査等委員の決議の方法) 第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p>2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(監査等委員会規則) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第44条～第47条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第40条～第43条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>(監査役の損害賠償責任免除に関する経過措置) 1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>2022年3月開催の第17期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>第17期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p>

## 第2号議案

## 定款一部変更の件（2）

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

第1号議案「定款一部変更の件（1）」による変更後の定款規定に追加変更するものであります。変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <del>第15条</del> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)            第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	<p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則) (電子提供措置等に関する経過措置) 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件(1)」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、現任取締役全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員であるものを除く)4名の選任をお願い致したいとしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件(1)」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員であるものを除く)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	地位	氏名(生年月日)	出席回数/取締役会
1 <span>再任</span>	代表取締役	<small>チェ</small> 崔 <small>フオン</small> 元 <small>グン</small> 根 (1963年5月30日)	100%(17回/17回)
2 <span>再任</span>	取締役	<small>おお</small> 大 <small>うち</small> 内 <small>ひで</small> 秀 <small>お</small> 雄 (1961年7月10日)	100%(17回/17回)
3 <span>新任</span>	—	<small>ジョン</small> 全 <small>ヨン</small> 永 <small>オク</small> 鈺 (1954年5月21日)	—
4 <span>新任</span> <span>社外</span>	監査役	<small>イ</small> 李 <small>ジュン</small> 俊 <small>ボン</small> 範 (1972年3月21日)	100%(17回/17回)

候補者  
番号

1

チエ  
崔ウォングン  
元根

(1963年5月30日生)

再任

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : 100%(17回/17回)

■ 所有する当社株式の数 : 4,316,339 株

#### ■ 略歴、地位、担当

1990年6月 サムスン電子(株)入社

2000年5月 韓国ワイド(株)取締役副社長就任

2005年10月 当社代表取締役社長就任(現任)

W-ABLE CO.,LTD.(現 W-SCOPE KOREA CO.,LTD.) 代表理事就任

2011年1月 W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED 取締役社長就任

2016年10月 W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD. 代表理事就任(現任)

#### ■ 重要な兼職の状況

W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD. 代表理事

#### ■ 取締役候補者とした理由

当社の創業者であり、当社グループ全体の事業および経営を熟知し、設立時から代表取締役として経営の指揮を執り、取締役会議長として取締役会を適正に運営してまいりました。今後も経営計画の策定・遂行の指揮を執り、当社グループの事業計画を達成していくためには強力なリーダーシップが必要不可欠であることから、取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

2

おおうち

大内

ひでお

秀雄

(1961年7月10日生)

再任

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : 100%(17回/17回)

■ 所有する当社株式の数 : 4,887 株

#### ■ 略歴、地位、担当

1985年4月 住商機電貿易(株)入社  
2002年6月 (株)スミトロニクス 転籍  
2005年4月 PMCテクニカ(株)入社  
2006年3月 当社入社、営業本部長  
2008年3月 当社取締役就任(現任)  
2017年3月 当社戦略企画本部長

#### ■ 取締役候補者とした理由

当社の創業メンバーであり、豊富な経験と知見を持ち、現在の国内および海外の事業基盤の構築に貢献し、取締役会の運営においても適切に携わってきました。そして、今後も代表取締役を補佐し、経営計画の実現に貢献していく人材であると判断したため、取締役候補者としたしました。

候補者  
番号

3

ジョン

全

ヨン オフ

永 鈺

(1954年5月21日生)

新任

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : 一

■ 所有する当社株式の数 : 0 株

## ■ 略歴、地位、担当

- 1979年1月 サムスングループ 入社  
サムスンSDI(株) 勤務
- 1991年9月 サムスン(株)秘書室経営管理チーム 勤務
- 1994年7月 サムスンSDI(株)マレーシア法人 勤務
- 1999年1月 同社 常務理事就任
- 2001年7月 サムスンSDI(株) 勤務
- 2002年3月 韓国 泰光実業(株) 企画調整室総括専務理事就任
- 2011年3月 W-SCOPE KOREA CO.,LTD. 監査役就任 (現任)

## ■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割

韓国で大手電機メーカーに長年勤務され、海外経験も豊富で英語も堪能であり、経営者としての経験も備えておられます。2011年3月からは当社子会社のW-SCOPE KOREA CO., LTD.で監査役として当社グループの成長に携わって来られ、今後の当社のグローバル展開において、全永鈺氏のこれまでの経験や知見が当社の経営戦略に必要であると判断し、この度、取締役候補者いたしました。

なお、同氏は取締役就任にあたり、当社子会社W-SCOPE KOREA CO., LTD.の監査役を退任いたします。

候補者  
番号

4

イ  
李ジュン ボン  
俊 範

(1972年3月21日生)

新任

社外

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : 100%(17回/17回)

■ 所有する当社株式の数 : 6,889 株

### ■ 略歴、地位、担当

1995年1月 センチュリー監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所  
 1998年6月 公認会計士登録  
 2002年4月 (株) パートナーズ・コンサルティング 入社  
 李俊範公認会計士事務所開設  
 2004年9月 (株) J・Kコンサルティング 設立  
 2005年9月 税理士登録  
 2007年11月 当社監査役（社外）就任（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

株式会社J.K.コンサルティング 代表取締役  
 李俊範公認会計士事務所 公認会計士・税理士

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

韓国語が堪能であるとともに、公認会計士の資格を有し、本総会終結日まで当社で約14年間にわたり社外監査役の立場で会社の成長に携わって来られました。当社での監査役としての経験を活かし、財務・会計での専門的で高度な見地から当社のコーポレートガバナンスの強化に寄与していただけると判断したため、この度、社外取締役候補者いたしました。

なお、第1号議案「定款一部変更の件（1）」における定款変更の効力発生により、社外監査役は退任となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません  
 2. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2022年2月28日現在のものであります。  
 3. 取締役候補者(候補者番号4) 李俊範氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。李俊範氏が社外取締役に選任された場合も、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行う予定です。  
 4. 現在、当社と李俊範氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額であります。李俊範氏が社外取締役に選任された場合、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額と致しません。  
 5. 当社は、役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる賠償責任額、和解金、弁護士費用等を当該保険契約により補填することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



## 第4号議案

## 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件(1)」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件(1)」の効力が発生することを条件として生じるものと致します。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		地位	氏名(生年月日)	出席回数/取締役会
1	新任	社外 監査役	こ ばやし ふじ お 小 林 藤 雄 (1953年10月13日)	100%(14回/14回)
2	新任	社外 一	たつ た ゆ り 龍 田 有 理 (1968年7月10日)	—
3	新任	社外 監査役	ます だ よう じ 増 田 庸 司 (1978年10月6日)	100%(16回/17回)

候補者  
番号

1

こばやし  
小林

ふじお  
藤雄

(1953年10月13日生)

新任

社外

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : 100%(14回/14回)

■ 所有する当社株式の数 : 2,342 株

#### ■ 略歴、地位、担当

1972年9月 ソニー(株)(現 ソニーグループ(株))入社

1998年11月 ソニーエナジーテック(株)(現 (株)東北村田製作所)出向 (管理部統括部長)

2000年4月 Sony Electronics of Korea Corporation理事就任

2006年6月 ソニーセミコンダクタ九州(株)(現 ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株))

監査役就任

2010年6月 ソニーイーエムシーエス(株)(現 ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株))

監査役就任

2012年6月 フェリカネットワーク(株)監査役就任

2014年3月 (株)アウトソーシング監査役就任

2016年3月 (株)アウトソーシング取締役(監査等委員)就任

2021年3月 当社監査役就任(現任)

#### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたり製造メーカーで勤務され、韓国での勤務経験もあり、その後、複数の会社で監査役を経験されていることから、幅広い分野において監督機能を発揮され、監査等委員として当社のガバナンス強化に寄与していただけると判断し、社外取締役候補者としたしました。

候補者  
番号

2

たつ た  
龍田  
ゆり  
有理

(1968年7月10日生)

新任

社外

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : ー

■ 所有する当社株式の数 : 0株

### ■ 略歴、地位、担当

- 1994年10月 学校法人 大原学園(会計士講座 監査論科 講師)入社
- 1995年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所
- 1997年10月 税理士法人会計実践研究所 入所
- 2014年7月 龍田税務会計事務所 開業
- 2017年6月 (株)ラウレア 社外取締役就任(現任)
- 2020年3月 ジャパンシステム(株) 監査委員取締役就任
- 2021年1月 (株)punctum設立 代表取締役就任(現任)
- 2021年12月 (株)ディ・アイ・システム 社外監査役就任(現任)

### ■ 重要な兼職の状況

- (株)ラウレア 社外取締役
- 龍田税務会計事務所 公認会計士・税理士
- (株)punctum 代表取締役

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士の資格を有し、大手監査法人での監査経験や一般企業で連結決算業務改善やIFRS導入などのプロジェクトに参画され、社外取締役としての経験もあることから、財務・会計での専門的で高度な見地から監査等委員として当社のガバナンス強化に寄与していただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

3

ます だ  
増田

よう じ  
庸司

(1978年10月6日生)

新任

社外

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : 100%(16回/17回)

■ 所有する当社株式の数 : 0 株

### ■ 略歴、地位、担当

2005年10月 最高裁判所司法修習所 終了  
深沢総合法律事務所 入所

2018年10月 東京理科大学イノベーション・キャピタル株式会社 監査役就任(現任)

2020年2月 東京エクセル法律事務所 入所(現任)

2020年8月 当社監査役就任(現任)

2021年6月 一建設株式会社 監査役就任(現任)  
学校法人東京理科大学 監事就任(現任)

### ■ 重要な兼職の状況

東京エクセル法律事務所

東京理科大学イノベーション・キャピタル株式会社 監査役

一建設株式会社 監査役

学校法人東京理科大学 監事

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

約16年間、弁護士として企業法務に携わり、監査役として経験も有していることから、専門的で高度な法的見地で監査等委員として当社のガバナンス強化に寄与していただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません
2. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2022年2月28日現在のものであります。
3. 取締役候補者の小林藤雄氏及び増田庸司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。小林藤雄氏、増田庸司氏が社外取締役に選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行う予定です。
4. 龍田有理氏が社外取締役に選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行う予定です。
5. 現在、当社と小林藤雄氏及び増田庸司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額であります。小林藤雄氏および増田庸司氏が社外取締役に選任された場合、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任契約を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額と致します。
6. 龍田有理氏が社外取締役に選任された場合、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に

基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額といたします。

7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる賠償責任額、和解金、弁護士費用等を当該保険契約により補填することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております

#### <ご参考>

第3号議案及び第4号議案のとおり取締役を選任いただいた場合の取締役に期待する主な専門性・知見を示したものです。

役職等	氏名	委員会	独立性	企業経営	法務・コンプライアンス	財務・会計	環境・社会	内部統制	国際性
代表取締役	崔 元根			●	●	●	●		●
取締役	大内 秀雄			●		●	●		●
取締役	全 永鈺			●	●		●		●
社外取締役 (公認会計士)	李 俊範		●			●		●	●
社外取締役	小林 藤雄	監査	●	●			●	●	
社外取締役 (公認会計士)	龍田 有理	監査	●			●		●	
社外取締役 (弁護士)	増田 庸司	監査	●		●			●	

第5号議案

## 取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬限度額の件

当社は、取締役の報酬限度額について、2011年3月28日開催の第6期定時株主総会決議において、年額500百万円以内とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件(1)」が原案どおり承認されることを条件に、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)の報酬限度額を定めることとし、その報酬限度額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮し、年額200百万円以内(うち社外取締役分の年額は50百万円以内)とすることにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件(1)」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

現在の取締役(監査等委員であるものを除く)は5名(うち社外取締役は2名)ですが、第3号議案「取締役(監査等委員であるものを除く)4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結日の時をもって取締役(監査等委員であるものを除く)の員数は4名(うち社外取締役は1名)となります。

第6号議案

## 監査等委員である取締役の報酬限度額の件

第1号議案「定款一部変更の件(1)」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員である取締役の報酬限度額は、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、現行の監査役の報酬限度額を減額し、100百万円以内(うち社外取締役分の年額は75百万円以内)とすることが相当であると考え、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件(1)」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結日の時をもって監査等委員である取締役の員数は3名(全員が社外取締役)となります。

## 第7号議案

## 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たにMazars有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がMazars有限責任監査法人を会計監査人とした理由は、同監査法人が会計監査人に求められる専門性、独立性及び品質管理体制を有しており、かつ監査の内容や報酬、グローバル対応能力等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人は、次のとおりであります。

名称	Mazars 有限責任監査法人
事務所所在地	東京都港区赤坂二丁目1番7号ATT 新館 11 階
沿革	2011年5月 設立 2014年9月 欧州に拠点を置くMazars と提携開始 2019年7月 無限責任監査法人から有限責任監査法人へ移行 2021年3月 (上場会社監査) 準登録事務所名簿へ登録
概要	総括代表社員CEO:大矢 昇太 資本金:4,600万円 構成人員:109人(2022年1月15日現在、非常勤職員を含む) 顧客数:229社(2021年5月1日現在)

## 第8号議案

## 第3回新株予約権行使期限延長の件

2012年3月12日開催の当社株主総会で承認及び2012年12月13日開催の当社取締役会で決議し、ストックオプションとして発行した第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」）について、権利行使期間を延長することのご承認をお願いするものであります。

## 1. 延長理由

本新株予約権は、当社業績の向上に対する意欲や責任等の維持を促すために発行していますが、2021年12月末日時点でその多くが未行使の状態にあります。他方で、子会社上場や海外法人設立等により重要事項の検討が続く見込みであり、インサイダー取引を防止する観点から、内部者による株式売却を当面留保するために行使期限の延長をお願いするものであります。

## 2. 本新株予約権の行使期間の延長内容

	変更前	変更後
新株予約権の行使期間	2015年1月8日～2023年1月7日	2015年1月8日～2025年4月30日

## 3. 現在の新株予約権の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役	425個	普通株式 85,000株	3名
関係会社取締役	100個	普通株式 20,000株	1名
関係会社従業員	450個	普通株式 100,000株	7名
その他(当社退職者)	350個	普通株式 60,000株	2名

以上



(添付書類)

## 事業報告

自 2021年1月1日  
至 2021年12月31日

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大とそこからの回復期、更に変異株の急速な感染拡大の中で、各国の経済対策が景気回復に効果が上がったものの、オミクロン変異株感染拡大の影響が懸念される中で半導体不足や国際物流の混乱も暫く継続する可能性もあり、先行きに大きな不確実性が残る状況となりました。当社グループの主力事業であるリチウムイオン二次電池セパレータ事業においては、世界各国で注力される環境政策に後押しされ車載用電池及び回生エネルギー用蓄電池向けの需要の伸びが継続し、かつ、電動工具や様々な家電製品のコードレス化が進み市場の拡大が継続しております。

このような需要の拡大に応えるべく、W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.(以下、WCP)の設備増設も当第4四半期連結会計期間には新規の成膜ラインとコーティングラインそれぞれ2本が量産稼働を開始し、コーティングセパレータの生産量を大きく増やしました。これらの増産体制の構築により当第4四半期連結会計期間には販売数量が増加し、当連結会計年度の売上高は、29,966百万円（前年同期比62.1%増）となり計画を超える売上高を達成しました。その内車載用電池向け売上高は15,195百万円となり前年同期比27.6%増加しました。民生用途でも電動工具やコードレス家電向けの需要が大きく伸び、売上高は14,770百万円、前年同期比124.6%の増加となりました。

顧客別には、韓国顧客向けに年間を通して車載用電池向け及び民生ハイエンド電池向けの需要が強く推移したため、韓国顧客向け売上高は28,823百万円（前年同期比70.3%増）となりました。中国顧客向けには引き続き債権回収を優先し販売を継続したため、売上高は671百万円（同、41.6%減）となりました。

営業利益に関しては、当第4四半期連結会計期間には継続して顧客の需要の伸びが続く中、WCPの新ラインの量産出荷の開始やW-SCOPE KOREA CO., LTD.（以下、WSK）の生産品目の入れ替えによる生産数量の増加が実現し、当連結会計年度の売上高は前年同期比11,487百万円の増収となりました。一方、費用面では増産に伴い、前年同期比で原材料費が2,357百万円の増加、水道光熱費及びその他の製造費用の増加が1,798百万円、人件費が1,344百万円の増加、運送費が世界的な高騰の影響も受けたため1,253百万円の増加などの要因があり、これらの結果、営業利益は前年同期比で4,735百万円改善し、1,898百万円となりました。

製造の状況に関しては、WSKでは製造ラインの特長に応じ生産品目の入れ替えを進め、WCPでは当第4四半期連結会計期間から、新規増設の成膜機累計14・15号機及びコーティング機累

計17・18号機の量産出荷を開始し生産数量を増やしました。これらにより連結ベースの販売数量は前年比45%超増えました。顧客からの受注ロットサイズが大きくなり、製造ライン毎の生産品目当たりの生産数量が増加し連続生産期間が長くなる傾向にあることも生産数量の増加に繋がっています。今後、更に安定生産を継続し生産性の向上を続けていく計画となっています。

営業外費用につきましては、オプション評価損4,491百万円、支払利息1,472百万円などがありました。また、特別利益として、関係会社株式売却益が927百万円、特別損失として転換社債償還損456百万円の計上があり、結果として、税金等調整前当期純損失は2,940百万円(前年同期は12,799百万円の税金等調整前当期純損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は2,943百万円(前年同期は11,174百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

当連結会計年度の平均為替レートにつきましては、米ドルが109.86円、1,000韓国ウォンが96.0円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の主なものは、生産能力増強を目的とした子会社生産ラインの増設のための生産設備等の取得6,672百万円であります。

増加する顧客からの供給依頼に早期に対応するため、第17号・第18号コーティングライン、第14号及び第15号成膜ラインの建設を行っていましたが、2021年第4四半期から量産稼働を開始しました。

## (3) 資金調達の状況

当社連結子会社であるW-SCOPE KOREA CO., LTD.(以下、WSK)は、金利負担を軽減するために短期借入金の借換資金28,000百万ウォンの資金調達を行いました。また、WSKは韓国証券会社から、LIB Material Investment Fund 1に対して出資するために、30,000百万ウォンの資金調達を行いました。なお、この30,000百万ウォンは2021年12月末までに返済を完了しています。

当社連結子会社であるW-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.では、運転資金として5,000百万ウォンを韓国金融機関から調達いたしました。

## (4) 対処すべき課題

### ① 事業上の対処すべき課題

当社グループでは、当期までに販売実績をあげた顧客に対しての製品の安定供給化、製品の承認を頂いている顧客への販売量の確保、更に市場からの高性能・高品質化の要求を受けて、新製品の開発を行っていく必要性があり、今後当社グループでは、引き続き、以下の点を重要課題として取り組んでまいります。

#### a. 人材確保及び社員教育

当社グループは、リチウムイオン二次電池用セパレータ製造技術における幅広い専門知識と経験を有する優秀な技術者を育成することが中長期的な視点に立った当社グループ戦略のために必要不可欠と考えております。そのため、中途採用による即戦力の確保だけでなく、海外を含めた新卒者の採用にも積極的に取り組んでおります。今後は研修制度の確立及びOJTによる教育制度の強化並びにストック・オプション制度等をはじめとするインセンティブ制度の充実による社員のモチベーションの維持・向上に取り組んでまいります。

#### b. 新規顧客の拡大

当社グループは、リチウムイオン二次電池用セパレータを製造し、日本をはじめとしてアジア及び米国を拠点としている顧客を対象として販売活動を行っております。今後は、リチウムイオン二次電池を製造している大手顧客との取引拡大に努め、営業活動を強化してまいります。

#### c. 資金調達

当社グループは、今後の製品需要の継続的な拡大を見込んでおり、製造設備投資、研究開発投資及び運転資金の増大に対応した資金調達は重要な課題であると認識しており、今後も一層の財務基盤の充実強化を図ってまいります。

なお、資金調達の方針としましては、原則として製造設備投資、研究開発投資資金及び運転資金は株式市場及び金融機関からの借入を中心に調達してまいります。

#### d. 生産体制の強化

当社グループがリチウムイオン二次電池用セパレータを供給するリチウムイオン二次電池業界は、民生用途の継続的な成長に加え輸送機器用途の本格展開によりリチウムイオン二次電池の需要が増加しており、成長が持続するものと予測されます。

そのような需要の拡大に対して、従来に比べより自立性の高い経営を実現するため、多様な手段により調達した資金によって、市場の拡大に合わせてタイムリーな設備投資を行い、生産能力の強化を図っていく必要があります。

具体的には、今後も生産拠点である韓国において、顧客の需要拡大にタイムリーに対応しながら生産能力の拡大を図ってまいります。

## ② 財務上の対処すべき課題

当社グループは、当社の長期借入金及び連結子会社の転換社債型新株予約権付社債の期限の利益に係る財務制限条項等に抵触していたこと等により、前連結会計年度末において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していましたが、2021年9月に子会社であるW-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.(以下、WCP)株式の一部売却をした資金で財務制限条項に抵触していた長期借入金を全額返済した結果、当社の長期借入金に係る財務制限条項に抵触している状態は解消されています。当社グループは、当連結会計年度に営業損益が黒字転換し、営業活動によるキャッシュ・フローのプラスを計上しましたが、当社は継続して営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、債務の支払いに懸念が生じているため、連結子会社を含めた資金繰りを考慮する必要があります。WCPは、韓国証券市場であるKOSDAQ（コスダック）市場への株式上場準備中であるため、子会社であるW-SCOPE KOREA CO., LTD.(以下、WSK)を含めた第三者から資金調達を実施する必要がありますが、WSKは前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても営業損失を計上しています。これらの状況から、当連結会計年度末においても継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当社グループはこのような事象又は状況を解消すべく、顧客との長期供給量の合意に基づくハイエンド車載用電池向け等の出荷拡大により売上が拡大しており、また、WCPの新設大型成膜ラインの稼働によりWSKで生産していた製品をWCPの新設ラインでの製造にシフトして生産品目の切替を行い、生産の最適化を実現してコスト低減を促進した結果、WSKは第4四半期連結会計期間において営業損益が黒字転換しております。当社グループは、翌連結会計年度以降も引き続き、長期供給合意を締結している顧客を中心に売上の拡大を図るとともに生産の最適化を実現して、継続的な利益の創出に取り組んでまいります。その結果、2022年2月14日付の決算短信で公表した翌連結会計年度の連結業績予想である売上38,000百万円、営業利益5,000百万円及び経常利益4,000百万円の達成可能性は高いと判断しております。また資金面では、WCPが2022年2月に韓国証券市場であるKOSDAQ（コスダック）市場への株式上場を申請しましたが、WCPから当社に対する直接の貸付が困難であるため、連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、2022年2月に金融機関から200百万円の資金調達を行うこと、また第4四半期連結会計期間より営業損益が黒字転換したWSKの資金を利用しながら、当社の運転資金を賄う計画です。

以上の当社グループによる対応策の結果、当社の資金繰りは改善し、当面の間の運転資金が十分に賄える状況となったことから、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在するものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	2018年度 第14期	2019年度 第15期	2020年度 第16期	2021年度 (当連結会計年度) 第17期
売 上 高 (百万円)	8,731	13,167	18,479	29,966
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ ) (百万円)	△3,305	△3,950	△7,821	△3,411
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△2,861	△3,517	△11,174	△2,943
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△91.53	△108.35	△299.28	△56.67
総 資 産 (百万円)	47,496	70,127	70,227	83,366
純 資 産 (百万円)	17,844	15,245	9,934	50,433
1株当たり純資産 (円)	569.12	418.31	218.53	561.43

## (6) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループはリチウムイオン二次電池用セパレータの製造・販売を主たる事業としております。

## (7) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

会社名	区分	場所
ダブル・スコープ株式会社	本社	東京都品川区大崎5丁目1番11号
W-SCOPE KOREA CO.,LTD.	子会社	大韓民国忠清北道清州市
W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED	子会社	中華人民共和国香港特别行政区尖沙咀
W-SCOPE Energy(Shenzhen)Co.,Limited New	子会社	中華人民共和国広東省深圳市福田区
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.	子会社	大韓民国忠清北道忠州市

## (8) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

## ① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,321名	229名

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名	—	40歳6ヶ月	5年1ヶ月

## (9) 重要な子会社の状況

## ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
W-SCOPE KOREA CO., LTD.	5,300 百万ウォン	100%	リチウムイオン二次電池用セパレータの開発、製造及び販売
W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED	100,000 香港ドル	100(100)%	リチウムイオン二次電池用セパレータの販売
W-SCOPE New Energy (Shenzhen) Co.,Limited	600,000 米ドル	100(100)%	リチウムイオン二次電池用セパレータの販売
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.	12,350 百万ウォン	49.69%	リチウムイオン二次電池用セパレータの製造
WSPC第1次有限会社	3 百万ウォン	—%	運転資金及び設備投資資金の調達

(注) 1. 当社の連結子会社は上記5社であります。

2. 「当社の出資比率」欄の（ ）内は、間接所有する出資の比率を内数で記載しております。

## ② 特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	W-SCOPE KOREA CO., LTD.
特定完全子会社の住所	大韓民国忠清北道清州市
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	10,891百万円
当社の総資産額	32,198百万円

## (10) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入残高
産業銀行 (韓国)	139,400百万ウォン
新韓銀行 (韓国)	20,062百万ウォン
ハナ銀行 (韓国)	18,000百万ウォン
韓国輸出入銀行 (韓国)	5,000百万ウォン

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	崔 元 根	W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD. 代表理事
取 締 役	大 内 秀 雄	—
取 締 役	趙 南 星	W-SCOPE KOREA CO.,LTD. 理事
取 締 役	升 野 勝 之 (注) 1,5,6	日本材料技研株式会社 第2事業部長 日本精鉱株式会社 社外取締役
取 締 役	太 田 清 久 (注) 1,5,6	起業投資株式会社 執行役員専務 株式会社オーバー・ザ・エア 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	小 林 藤 雄 (注) 2,5,6	—
監 査 役	岩 本 永 三 郎 (注) 2,5,6	—
監 査 役	李 俊 範 (注) 2,3,5,6	株式会社J.K.コンサルティング 代表取締役 李俊範公認会計士事務所 公認会計士・税理士
監 査 役	増 田 庸 司 (注) 2,4,5,6	東京エクセル法律事務所 学校法人東京理科大学 監事 東京理科大学イノベーション・キャピタル株式会社 監査役 —建設株式会社 監事

- (注) 1. 取締役升野勝之氏及び太田清久氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役小林藤雄氏、岩本永三郎氏、李俊範氏及び増田庸司氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役李俊範氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役増田庸司氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当社は、取締役升野勝之氏及び太田清久氏、並びに監査役小林藤雄氏、岩本永三郎氏、李俊範氏及び増田庸司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。  
 6. 当社と役員の間には特別な利害関係はありません。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1



項に定める社外役員に対する損害賠償責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結しています。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としています。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬額は役位、在職期間における実績、社内バランス、会社の業績等を総合的に勘案し、合理的に決定しております。なお、当社では、2021年5月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりとしています。

#### a. 基本方針

- 1) 当社の取締役の報酬は、優秀な人材の確保と維持、業績向上のインセンティブの観点から、それぞれの職責に見合った報酬の体系、水準としております。
- 2) 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を検証しております。
- 3) 社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給するものとしております。

#### b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と業績連動報酬で構成し、役職、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

#### c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標である営業利益の達成度に応じ、月例の固定報酬に加算し支給するものとしています。非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上を目的としてストックオプションを採用しており、中長期計画の達成度、当社グループの経営状況等を勘案し支給するものとしております。

- d. 基本報酬の額、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、役位別に決定しております。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとしています。その権限の内容は、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内において各取締役の基本報酬額を決定するものとしております。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	5名 ( 2名)	30百万円 ( 7百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 ( 4名)	16百万円 ( 16百万円)
合 計 (うち社外役員)	9名 ( 6名)	46百万円 ( 23百万円)

- (注) 1. 2011年3月28日の第6期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額500百万円以内、監査役の報酬限度額は年額300百万円以内と決議しております。  
2. 取締役1名は当社から報酬を支給しておりません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用、弁護士報酬等の訴訟費用を当該保険契約により補填することとしています。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であります。また、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約に免責金額を設け、一定額に至らない損害については補填の対象としないこととしているなど、一定の免責事由を設けております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職先との関係  
社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
  - ・ 取締役升野勝之氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
  - ・ 取締役太田清久氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
  - ・ 監査役小林藤雄氏は、監査役に就任した2020年3月30日以降の当事業年度開催の取締役会14回のうち14回及び監査役会11回のうち11回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
  - ・ 監査役岩本永三郎氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち17回及び監査役会15回のうち15回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
  - ・ 監査役李俊範氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち17回及び監査役会15回のうち15回に出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
  - ・ 監査役増田庸司氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち16回及び監査役会15回のうち15回に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	前期 (ご参考)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>26,171</b>	<b>16,534</b>
現金及び預金	11,476	6,542
受取手形及び売掛金 (純額)	7,523	5,087
商品及び製品	5,636	3,640
原材料及び貯蔵品	906	682
その他	629	582
<b>固定資産</b>	<b>57,194</b>	<b>53,692</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>53,190</b>	<b>50,684</b>
建物及び構築物	14,157	10,374
機械装置及び運搬具	60,162	44,071
建設仮勘定	2,758	14,112
その他	1,098	963
減価償却累計額	△24,987	△18,836
<b>無形固定資産</b>	<b>128</b>	<b>101</b>
その他	128	101
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,874</b>	<b>2,906</b>
投資有価証券	901	-
繰延税金資産	2,866	2,820
その他	105	86
<b>資産合計</b>	<b>83,366</b>	<b>70,227</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	当期	前期 (ご参考)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>16,564</b>	<b>23,177</b>
支払手形及び買掛金	1,767	1,099
短期借入金	6,480	7,484
1年内返済予定の 長期借入金	2,294	10,640
未払金	3,648	3,533
未払法人税等	1,978	6
製品保証引当金	21	57
その他	374	355
<b>固定負債</b>	<b>16,368</b>	<b>37,115</b>
転換社債型 新株予約権付社債	2,695	17,308
長期借入金	8,942	11,359
退職給付に係る負債	579	394
資産除去債務	927	797
オプション負債	3,137	7,069
その他	86	185
<b>負債合計</b>	<b>32,933</b>	<b>60,293</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>29,704</b>	<b>10,421</b>
資本金	15,216	12,125
資本剰余金	31,206	12,071
利益剰余金	△16,718	△13,774
自己株式	△0	△0
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>877</b>	<b>△519</b>
為替換算調整勘定	877	△519
<b>非支配株主持分</b>	<b>19,821</b>	<b>-</b>
<b>新株予約権</b>	<b>29</b>	<b>32</b>
<b>純資産合計</b>	<b>50,433</b>	<b>9,934</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>83,366</b>	<b>70,227</b>

## 連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位:百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
売上高	29,966	18,479
売上原価	25,265	19,510
売上総利益又は売上総損失(△)	4,700	△1,031
販売費及び一般管理費	2,802	1,805
営業利益又は営業損失(△)	1,898	△2,837
営業外収益	662	414
受取利息	10	56
為替差益	451	-
資産受贈益	16	23
助成金収入	169	293
その他	15	40
営業外費用	5,972	5,398
支払利息	1,472	1,999
為替差損	-	570
オプション評価損	4,491	2,766
その他	8	62
経常損失(△)	△3,411	△7,821
特別利益	927	-
関係会社株式売却益	927	-
特別損失	456	4,977
転換社債償還損	456	-
減損損失	-	4,977
税金等調整前当期純損失(△)	△2,940	△12,799
法人税、住民税及び事業税	196	1
法人税等調整額	19	△1,625
当期純損失(△)	△3,156	△11,174
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△213	-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△2,943	△11,174

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年12月31日現在)

科目	当期	前期 (ご参考)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>1,900</b>	<b>4,932</b>
現金及び預金	1,655	4,751
売掛金	207	135
その他	37	45
<b>固定資産</b>	<b>30,298</b>	<b>28,663</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3</b>	<b>4</b>
建物	8	8
工具、器具及び備品	9	10
減価償却累計額	△13	△14
<b>無形固定資産</b>	<b>1</b>	<b>4</b>
ソフトウェア	1	4
<b>投資その他の資産</b>	<b>30,293</b>	<b>28,654</b>
関係会社株式	28,985	27,346
関係会社社債	1,300	1,300
その他	8	8
<b>資産合計</b>	<b>32,198</b>	<b>33,596</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	当期	前期 (ご参考)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>1,899</b>	<b>10,902</b>
買掛金	72	20
短期借入金	-	1,000
1年内返済予定の 長期借入金	-	9,752
製品保証引当金	-	57
未払法人税等	1,780	6
その他	46	65
<b>固定負債</b>	<b>-</b>	<b>6,907</b>
長期借入金	-	6,907
<b>負債合計</b>	<b>1,899</b>	<b>17,809</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>30,269</b>	<b>15,754</b>
資本金	15,216	12,125
資本剰余金	15,162	12,071
資本準備金	15,162	12,071
利益剰余金	△109	△8,442
その他利益剰余金	△109	△8,442
繰越利益剰余金	△109	△8,442
自己株式	△0	△0
<b>新株予約権</b>	<b>29</b>	<b>32</b>
<b>純資産合計</b>	<b>30,299</b>	<b>15,786</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>32,198</b>	<b>33,596</b>

## 損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	前期 (ご参考)
売上高	490	591
売上原価	403	521
売上総利益	86	69
販売費及び一般管理費	545	515
営業損失 (△)	△459	△445
営業外収益	27	36
受取利息	26	36
その他	0	0
営業外費用	235	278
支払利息	219	234
為替差損	15	44
経常損失 (△)	△667	△687
特別利益	12,369	-
関係会社株式売却益	12,369	-
特別損失	-	10,855
関係会社株式評価損	-	10,855
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失 (△)	11,702	△11,542
法人税、住民税及び事業税	3,368	1
当期純利益又は当期純損失 (△)	8,333	△11,543

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年3月4日

ダブル・スコープ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 若尾 慎一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 俊治  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダブル・スコープ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダブル・スコープ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月4日

ダブル・スコープ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 若尾 慎一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 俊治  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダブル・スコープ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月4日

ダブル・スコープ株式会社 監査役会

常勤監査役	小 林 藤 雄	㊟
社外監査役	岩 本 永三郎	㊟
社外監査役	李 俊 範	㊟
社外監査役	増 田 庸 司	㊟

以上

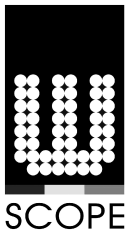
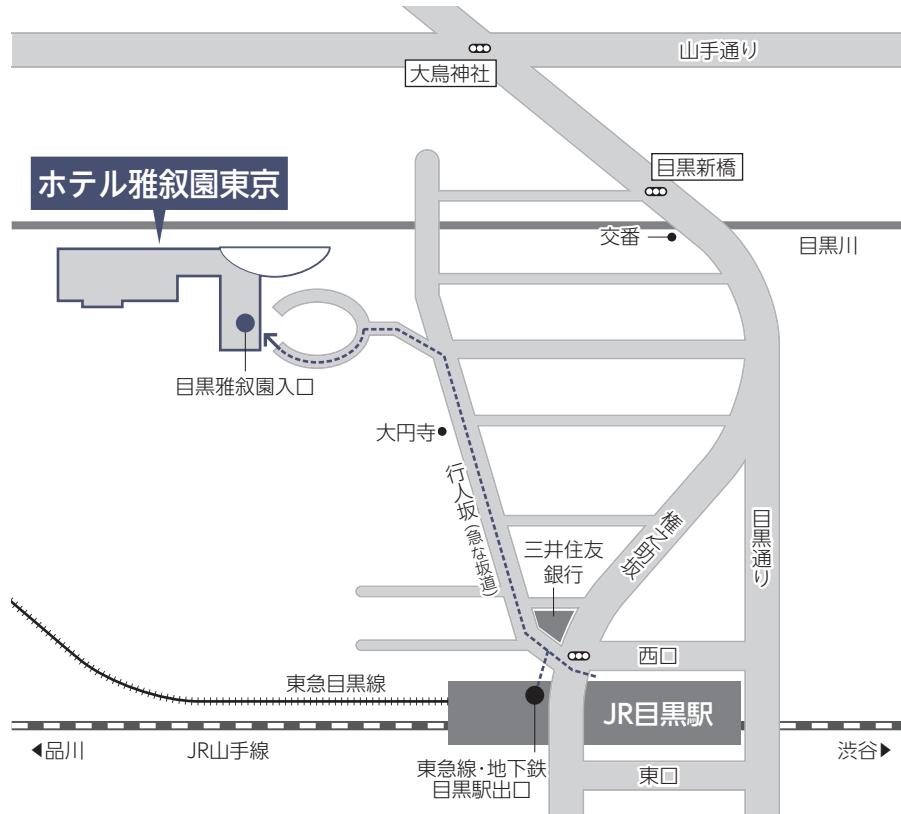


## 第17期 定時株主総会のご案内

場 所 | 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号 ホテル雅叙園東京「シリウス」

交通の | J R山手線目黒駅西口および

ご案内 | 東急目黒線・地下鉄南北線・都営三田線目黒駅より徒歩 5分



ダブル・スコープ株式会社  
〒141-0032  
東京都品川区大崎5-1-11  
住友生命五反田ビル10階



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。